

平成30年12月11日

ボーイスカウト都道府県連盟  
理 事 長 各 位  
県連盟コミッショナー 各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
日本連盟コミッショナー 福 嶋 正 己



### 平成30年度冬季の諸活動に向けて

標題の冬季の諸活動において、スカウト活動のより一層の安全への注意喚起を図るため、下記の通り留意事項を通知いたしますので、貴県連盟指導者各位にご周知いただき、セーフ・フロム・ハームガイドラインに則り、より安全で安心な活動が展開できるようご指導をお願い申し上げます。

記

#### <冬季諸活動の留意事項>

冬季は、スキー、スノーボード、スケートなどのウィンタースポーツ、雪中キャンプや雪中ハイキング等、冬の自然が感じられる活動や冬ならではの様々な活動が展開されます。

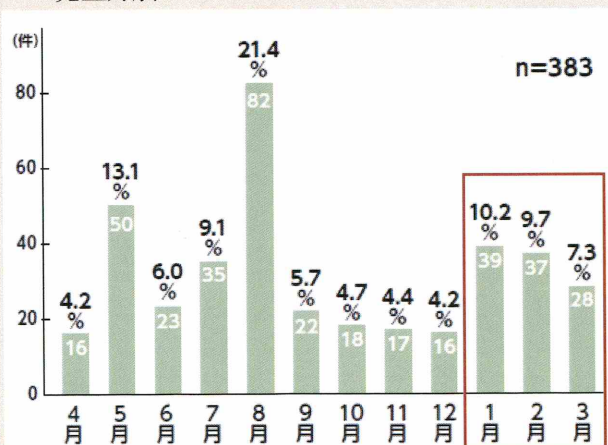
活動時は、スカウトの体力、技能、その日の体調等を考慮し、安全かつ楽しい経験が出来るよう取り組み、夢と冒険心あふれる冬季の諸活動を通じて、スカウトの心身の成長を促す機会にします。そのために、指導者は、教育効果や安全確保を疎かにすることなく、基本どおりプログラムプロセスに沿った十分かつ綿密な計画を作成します。

冬季は、気象条件や環境の変化が厳しいことから、通常時の安全対策に加え、冬季に応じた対策を念入りに行い、活動計画の折には、事前準備を十分行い、実施中は状況に応じた具体的な指示・指導を徹底し安全確保に努め、万が一事故発生の際は迅速で的確な対応がとれるよう取り組みます。そして、スカウト・指導者一人ひとりが安全への意識を高め「自分のことは自分で責任をもつ」心構えの醸成に努めます。

活動終了後には、万が一に備え、協力の要請をお願いした緊急連絡先や関係機関（病院、警察、消防、関係県連盟等）に、お礼とともに無事終了の報告をお願いします。

#### 『スキー、スノーボード、スケートによる事故をなくそう』

<発生月別>



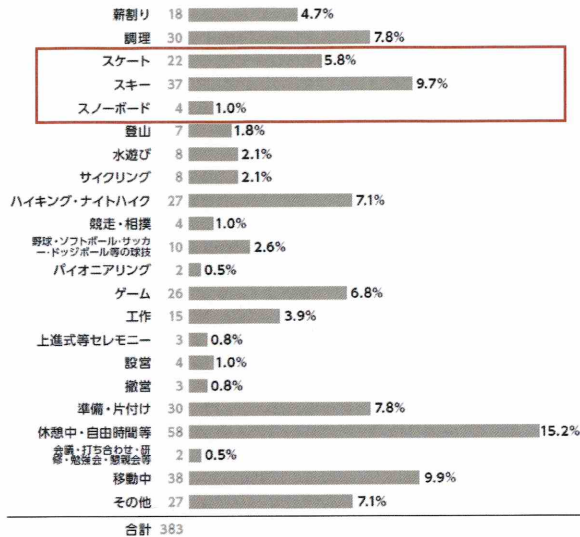
平成28年度の事故報告は383件あり、平成27年度よりも23件多く発生しています。

1月から3月にかけての事故発生率も高く、104件で全事故件数の27.2%を占めています。

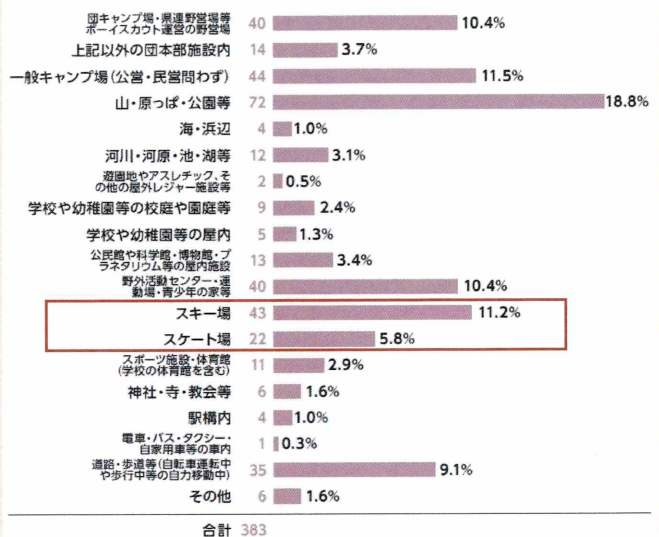
このうちスキー、スノーボード、スケートによる事故は61件報告されており、1月から3月にかけての事故発生件数の58.7%を占めています。

事故の内容は81.7%が骨折、捻挫、打撲など深刻な傷病を負っています。

### <活動内容>



### <活動場所>



活動内容ではスキー、活動場所ではスキー場での事故発生件数が多いことから、冬季の事故が多いことがわかります。

「28年度そなえよつねに共済事故データ分析」より

### <セーフ・フロム・ハームについて>

セーフ・フロム・ハームは、スカウト活動において、危険や危害となるものからの保護、抑止、あるいは防止をし、安心安全な環境の中で充実した活動を実践しようとする重要な取り組みです。各指導者においては、「セーフ・フロム・ハーム」の趣旨をご理解いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### (1) 登録前研修

2019年度加盟登録のため、隊指導者や団委員、育成会員、役員等の全指導者、副長補等を従登録しているローバースカウトは、登録前研修が必須となります。また、各隊奉仕のなどの機会が多くなるローバースカウト部門について、2019年度登録に際して、ローバースカウトにも登録前研修の受講を推奨します。なお、2020年度から必須化を予定しています。

#### (2) セミナー

現在、各地区・県連盟によりガイドブックの内容に基づいたセミナーを開催いただいています。このセミナーは、参加者が相互に話し合うことを通じて、より理解を深めるためのものです。セーフ・フロム・ハームの理解促進のため、ぜひご参加ください（お問い合わせは各県連盟事務局へ）。

#### (3) 相談窓口の開設

日本連盟では、団内などで対応が難しい内容などの相談を受け付け、解決に向けて必要な支援を行う「セーフ・フロム・ハーム」に関する相談窓口（専用電話、メール）を設置しています。当事者となり、他の人に相談しづらい内容などがある場合の相談も受け付けます。

開設日時:毎週月・木(祝日は除く)12時から19時 専用電話番号:03-6913-6277 e-mail:sfh@scout.or.jp

### <その他>

- 日本連盟ホームページから、スカウティング誌に掲載している「野外活動のための安心・安全講座」をとりまとめた冊子のダウンロードが可能です。
- スキー、スノーボード、スケートの活動時における安全対策、ノロウイルス等の食中毒の予防、登山・ハイキングでの安全対策、天候チェック、公共マナーの遵守等、過去の日本連盟コミッショナー通達「日本連盟ホームページ：メンバー向け情報：日本連盟コミッショナーより」に掲載されておりますので、併せて活用してください。
- 各種書類の提出  
活動場所や内容に応じて、必要書類を県連盟や行政管轄部署等に提出することが求められています。  
①登山等の活動を実施する場合、登山計画書(登山届)を管轄している警察署等に提出します。  
②活動を県外で行う場合は、隊指導者は団を経由して所属県連盟に県外旅行申請書を提出します。  
③全ての活動において、隊指導者は、実施計画書、安全計画書を必ず事前に作成し、団に提出し承認を得ます。

以上